

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 京町家まちづくりファンド規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、京町家まちづくりファンド基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、京町家まちづくりファンド(以下「ファンド」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業(以下「事業」という。)を実施する。

- (1) 地域まちづくりに効果を及ぼし、良好な景観の形成に資する京町家の改修助成事業
- (2) その他、基本方針に定める目的を達成するために必要と認める事業

(資産及び会計)

第3条 事業に係る資金は、センターの運用財産とし、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター理事長(以下「理事長」という。)が管理するものとする。

2 ファンドの会計は、公益目的事業会計の一般の収入及び支出と区別して経理する。

3 ファンドへの寄付額等のうち以下の割合で事務経費に充当し、残額を前条に掲げる事業に充当する。

- (1) 寄付額 100万円以上 10%
- (2) 寄付額 100万円未満 15%

第2章 京町家まちづくりファンド委員会

(委員会)

第4条 事業を円滑かつ公正に実施するため、センターに京町家まちづくりファンド委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を、理事長の諮問に応じて審議し、理事長に答申する。

- (1) 基本方針に関する事
- (2) 第2条に定める事業に関する事
- (3) 第2条第1項第1号の助成事業の審査に関する事

(4) その他、事業に関し理事長が必要と認めること

(委員)

第6条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、5名以上8名以内とする。

- 2 委員は、京町家の保全・再生・活用に関して経験又は知識を有する者のうちから理事長が委嘱する。ただし、センターの理事への委嘱は、委員数の3分の1以内とする。
- 3 委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員長の指名により選任する。
- 5 委員長が欠けたとき、又は事故等によりその職務を遂行することができないときは、副委員長がこれを代行する。
- 6 委員には、別表第1に定める報酬を支給する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から2回目の事業年度終了時までとし、再任を妨げない。

- 2 委員が、死亡し又は辞任し、前条の定数を下回ったときは、これを補充しなければならない。
- 3 補充又は増員により選任された委員の任期は、現在の委員の残任期間とする。

(委員会の議事)

第8条 委員会の議長は、委員長とする。

- 2 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 3 過半の委員から付議すべき事項を示して、委員会の招集の請求があったときは、委員長はこれを招集しなければならない。
- 4 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。

(委員会の定足数等)

第9条 委員会は、委員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。

- 2 委員は、他の委員に表決を委任することができる。この場合における前項の規定の適用については、その委員は、出席したものとみなす。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、理事長の判断により必要に応じて、書面にて開催することができる。

(利害関係事項等の審議参加制限)

第10条 委員は、委員会の審議事項に関して、直接の利害を有する場合、その他特別の事情があると認められるときは、当該事項の審議に加わることができない。

(有識者の意見聴取)

第11条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の有識者を委員会に招聘し、意見を聴くことができる。

2 前項の規定に基づき招聘した有識者に対する謝金については、第6条第6項に準ずる。

(議事録)

第12条 議長は、委員会の議事について、委員会の終了後、出席委員の承認を経て議事録を作成する。

2 議事録は、原則公開するものとする。

第3章 雑則

(その他)

第13条 ファンドの管理及び運用に関し、この規程に定めのない事項は、理事長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年9月30日から施行する。

(経過措置)

2 当初の委員会については、第8条第2項の規定にかかわらず、理事長が招集する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年3月16日から施行する。

別表第1 委員の報酬の額（第6条関係）

項 目	日 額 (源泉徴収所得税控除後)
委員会出席に対して、1名一律	10,000円